

# 島根原発2号機運転差止仮処分

2023年3月10日

島根原発2号機運転差止仮処分弁護団

## 第1 仮処分の概要

### 1. 裁判所

広島高等裁判所 松江支部（本訴係属）

### 2. 申立の趣旨

債務者は、島根県松江市鹿島町片匂654番地1において、島根原子力発電所2号機を運転してはならない。

### 3. 債権者（申立人）

島根県2名、鳥取県2名

### 4. 債務者

中国電力株式会社

### 5. 弁護団

共同代表：弁護士妻波俊一郎、弁護士河合弘之（脱原発弁護団全国連絡会 共同代表）

島根、鳥取の弁護団、脱原発弁護団全国連絡会有志 計18名

### 6. その他

## 第2 主な争点の概要

### 1 断層極近傍の地震動を考慮していないこと（人格権侵害の具体的危険①）

#### 断層極近傍の地震動を考慮していない

新規制基準では、震源が敷地に極めて近い場合には、「さらに十分な余裕」を考慮して基準地震動を策定しなければならないと規定されている。

宍道断層の極近傍に原発敷地があるのに、中国電力は「さらに十分な余裕」を考慮していない。適合性審査ではこの点の議論すらしていない。



### 2 地震による危険（人格権侵害の具体的危険②）

中国電力は、島根原発では最大加速度820ガルを超える地震動は考えられない」との地震動想定をした。しかし、この地震動想定は、地震ガイドの「基準地震動は観測記録や最新の知見に照らしその合理性を確認すべし」とする規定に反して不合理であり、あまりにも低水準である。

また中国電力は、「マグニチュード8.1にも及ぶことが予想される伯耆沖断層による地震が、震央から80km余しか離れていない本件原発を襲っても最大加速度180ガル（震度5弱相当）を超える地震動は考えられない」との地震動想定をした。しかし、この地震動想定は、本年2月に起きたマグニチュード7.8（マグニチュード8.1の約3分の1のエネルギー量）のトルコ南部地震の被害状況等からしても考え難く、地震ガイドの上記規定に反する。

### 3 火山事象に対する安全の欠如（人格権侵害の具体的危険③）

島根原発に影響を及ぼす火山としては三瓶山と大山が考えられるところ、今回の仮処分では、三瓶山における大規模噴火（約11万年前に発生した三瓶木次テフラ（SK）と同規模の噴火）に対する危険を主張する。

これと同規模の噴火が発生すると、島根原発敷地に100cmを超える降灰が考えられるが、中国電力はこのような想定をしていない。

それは、令和元年に改正された火山ガイドにおいて、活動可能性を緩やかに解釈し、簡単に考慮対象から除外できることとしたからであり、基準たる火山ガイド自体が不合理で、原発の安全を確保できない。

#### 4 立地不適（人格権侵害の具体的危険④）

立地審査指針は、「万一の事故に備えて、公衆の安全を確保するためには、原則的に次のような立地条件が必要である。」として、原発が人口密集地帯から離れていること（離隔要件）等を規定している。同指針は、福島第一原発事故前から現在まで改廃されていない。

本件原発が福島第一原発事故と同じような事故を起こした場合、高濃度の放射性物質は80km圏内に降下し、沈着することが予想される。そのような事態になった場合、本件原発のPAZ及びUPZは避難が必要である。人口密集地帯であれば避難はより困難である。本件原発についてみると、30km圏の人口は45万4691人にもものぼる。全国16地域の原発で3番目の多さである。本件原発は立地審査指針の離隔要件を満たしておらず、立地不適である。

#### 5 原子力災害対策指針の不合理及び避難計画の実効性欠如（人格権侵害の具体的危険⑤）

原子力災害対策指針の定める段階的避難は、UPZ住民にとっては500マイクロシーベルト/時もの高い放射線量が実測されてからの避難であり、被ばくを前提とするものであって、住民らの生命、身体を保護するものとはいえず不合理である。

また同指針の定める屋内退避は、放射性プルームからの外部被ばくに対する防護効果は、木造家屋の場合にはわずか10%低減でしかなく、また屋内に放射性物質が入り込んだ場合は換気をしなければならぬが換気のタイミングは不明であり、住民らを被ばくから守るものとはいえず、不合理である。

さらに同指針における安定ヨウ素剤の服用指示について、内閣府及び原子力規制庁は安定ヨウ素剤の服用指示の「タイミングを容易には示せない。」としている。これでは適切なタイミングでの服用指示が望めず、住民らは放射性ヨウ素を吸入する前に安定ヨウ素剤を服用できるとはいえない。

また、本件原発の避難計画における避難経路は複数箇所土砂災害警戒区域にあるが、地震等による複合災害時の損壊・寸断時の代替経路は十分に規

定されていない。また島根県内に多数ある橋梁は老朽化が進んでおり補修が未了の橋梁も多くあり、避難時の渋滞を巻き起こしかねない。さらに避難行動要支援者を支援する者は不足している。避難者の輸送手段である民間のバス会社からの協力も年間1ミリシーベルトを超える場合は得られないと考えられる。本件原発の避難計画には、これらの重要な問題があり、実効性が欠如している。

### 第3 運転差止・設置変更許可処分取消を認めた判決、仮処分決定—福島第一原発事故後

(下線が仮処分決定)

- 1 2014年5月21日  
大飯原発3, 4号機運転差止判決 @福井地裁 樋口英明裁判長
- 2 2015年4月14日  
高浜原発3, 4号機運転差止仮処分決定 @福井地裁 樋口英明裁判長
- 3 2016年3月9日  
高浜原発3, 4号機運転差止仮処分決定 @大津地裁 山本善彦裁判長
- 4 2016年7月12日(3の異議審)  
高浜原発3, 4号機運転差止仮処分決定 @大津地裁 山本善彦裁判長
- 5 2017年12月13日(一審は広島地裁)  
伊方原発3号機運転差止仮処分決定 @広島高裁 野々上友之裁判長
- 6 2020年1月17日(一審は山口地裁岩国支部)  
伊方原発3号機運転差止仮処分決定 @広島高裁 森一岳裁判長
- 7 2020年12月4日  
大飯原発3, 4号機設置変更許可処分取消判決 @大阪地裁 森鍵一裁判長
- 8 2021年3月18日  
東海第二原発運転差止判決 @水戸地裁 前田英子裁判長
- 9 2022年5月31日  
泊原発運転差止判決 @札幌地裁 谷口哲也裁判長

以上